

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年11月28日提出

富里市長 五十嵐 博文

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

富里市国民健康保険税条例（昭和43年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第3条第1項中「100分の6.8」を「100分の8.0」に改める。

第5条中「18,500円」を「23,000円」に改める。

第6条第1号中「30,000円」を「36,000円」に改め、同条第2号中「15,000円」を「18,000円」に改め、同条第3号中「22,500円」を「27,000円」に改める。

第7条中「100分の1.7」を「100分の3.3」に改める。

第8条中「7,000円」を「12,000円」に改める。

第9条中「100分の1.5」を「100分の2.3」に改める。

第10条中「12,000円」を「16,000円」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、次の表の左欄に掲げる期の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる期間とする。

第1期	7月15日から7月31日まで
第2期	8月15日から8月31日まで
第3期	9月15日から9月30日まで
第4期	10月15日から10月31日まで
第5期	11月15日から11月30日まで
第6期	12月10日から12月25日まで

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について(概要)

1 改正理由

地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険事業の健全な運営を図るため、「富里市国民健康保険財政運営方針」に基づき税率等を変更するものです。

2 改正内容

(1) 課税限度額の引上げ

国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を次のとおり改めます。

	課税限度額	
	改正後	改正前
基 礎 課 税 額	66万円	65万円
後期高齢者支援金等課税額	26万円	24万円
介護納付金課税額	17万円	17万円
合 計	109万円	106万円

※介護納付金課税額は、改正を行いません。

(2) 税率の改定

富里市国民健康保険財政運営方針に基づき税率を次のとおり改めます。

		改正後	改正前
基 礎 課 税 額	所得割	8.0%	6.8%
	均等割	23,000円	18,500円
	平等割	36,000円	30,000円
後期高齢者支援金等課税額	所得割	3.3%	1.7%
	均等割	12,000円	7,000円
介護納付金課税額	所得割	2.3%	1.5%
	均等割	16,000円	12,000円

○課税限度額の引上げ及び税率改正による国民健康保険税（現年調定額）の増加見込額

	増加見込額
基礎課税額分	164,774,000円
後期高齢者支援金等課税額分	128,181,000円
介護納付金課税額分	26,578,000円
合 計	319,533,000円

(3) 納付回数の変更等

納期限に係る分割金額の平準化を図るため、期別調整端数単位をこれまでの1,000円単位から100円単位に変更し、納付回数を8回から9回に増やすことで納付しやすい環境を整備します。

（例）年税額 31,900円の場合

期別	改正後	改正前
第1期	3,900円	10,900円
（1期と2期の差額）	（400円）	（7,900円）
第2期	3,500円	3,000円
第3期	3,500円	3,000円
第4期	3,500円	3,000円
第5期	3,500円	3,000円
第6期	3,500円	3,000円
第7期	3,500円	3,000円
第8期	3,500円	3,000円
第9期	3,500円	

※年税額を納期限ごとに分割し、端数金額は第1期に合算します。

3 施行期日

令和8年4月1日

第7期	翌年1月15日から1月31日まで
第8期	翌年2月15日から2月末日まで
第9期	翌年3月15日から3月31日まで

第13条第2項中「次条」を「第14条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(税額の端数計算の特例)

第13条の2 法第20条の4の2第6項本文の規定にかかわらず、国民健康保険税の納期限ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、全て最初の納期限に係る分割金額に合算するものとする。

第24条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第1号ア中「12,950円」を「16,100円」に改め、同号イ(ア)中「21,000円」を「25,200円」に改め、同号イ(イ)中「10,500円」を「12,600円」に改め、同号イ(ウ)中「15,750円」を「18,900円」に改め、同号ウ中「4,900円」を「8,400円」に改め、同号エ中「8,400円」を「11,200円」に改め、同項第2号ア中「9,250円」を「11,500円」に改め、同号イ(ア)中「15,000円」を「18,000円」に改め、同号イ(イ)中「7,500円」を「9,000円」に改め、同号イ(ウ)中「11,250円」を「13,500円」に改め、同号ウ中「3,500円」を「6,000円」に改め、同号エ中「6,000円」を「8,000円」に改め、同項第3号ア中「3,700円」を「4,600円」に改め、同号イ(ア)中「6,000円」を「7,200円」に改め、同号イ(イ)中「3,000円」を「3,600円」に改め、同号イ(ウ)中「4,500円」を「5,400円」に改め、同号ウ中「1,400円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,400円」を「3,200円」に改め、同条第2項第1号ア中「2,775円」を「3,450円」に改め、同号イ中「4,625円」を「5,750円」に改め、同号ウ中「7,400円」を「9,200円」に改め、同号エ中「9,250円」を「11,500円」に改め、同項第2号ア中「1,050円」を「1,800円」に改め、同号イ中「1,750円」を「3,000円」に改め、同号ウ中「2,800円」を「4,800円」に改め、同号エ中「3,500円」を「6,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の富里市国民健康保険税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(課税額) 第2条 (略)	(課税額) 第2条 (略)
2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>66万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、 <u>66万円</u> とする。	2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>65万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、 <u>65万円</u> とする。
3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>26万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>26万円</u> とする。	3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>24万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>24万円</u> とする。
4 (略)	4 (略)
(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)
第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に $\frac{10}{100}$ を乗じて算定する。	第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に $\frac{10}{100}$ を乗じて算定する。
2 (略)	2 (略)
(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)
第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>23,000円</u> とする。	第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>18,500円</u> とする。
(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)
第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。	第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

改正後	改正前
(1) 特定世帯 (特定同一世帯所属者 (国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月 (以下この号において「特定月」という。))以後5年を経過する月までの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。次号及び第24条第1項において同じ。))及び特定継続世帯 (特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第3号及び同項において同じ。))以外の世帯 <u>36,000円</u> (2) 特定世帯 <u>18,000円</u> (3) 特定継続世帯 <u>27,000円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の3.3</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第8条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>12,000円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第9条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.3</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第10条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>16,000円</u>とする。 (納期)	(1) 特定世帯 (特定同一世帯所属者 (国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月 (以下この号において「特定月」という。))以後5年を経過する月までの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。次号及び第24条第1項において同じ。))及び特定継続世帯 (特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第3号及び同項において同じ。))以外の世帯 <u>30,000円</u> (2) 特定世帯 <u>15,000円</u> (3) 特定継続世帯 <u>22,500円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.7</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第8条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>7,000円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第9条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.5</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第10条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>12,000円</u>とする。 (納期)

改正後	改正前																																		
第13条 普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、次の表の左欄に掲げる期の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる期間とする。 <table border="1"> <tr><td>第1期</td><td>7月15日から7月31日まで</td></tr> <tr><td>第2期</td><td>8月15日から8月31日まで</td></tr> <tr><td>第3期</td><td>9月15日から9月30日まで</td></tr> <tr><td>第4期</td><td>10月15日から10月31日まで</td></tr> <tr><td>第5期</td><td>11月15日から11月30日まで</td></tr> <tr><td>第6期</td><td>12月10日から12月25日まで</td></tr> <tr><td>第7期</td><td>翌年1月15日から1月31日まで</td></tr> <tr><td>第8期</td><td>翌年2月15日から2月末日まで</td></tr> <tr><td>第9期</td><td>翌年3月15日から3月31日まで</td></tr> </table>	第1期	7月15日から7月31日まで	第2期	8月15日から8月31日まで	第3期	9月15日から9月30日まで	第4期	10月15日から10月31日まで	第5期	11月15日から11月30日まで	第6期	12月10日から12月25日まで	第7期	翌年1月15日から1月31日まで	第8期	翌年2月15日から2月末日まで	第9期	翌年3月15日から3月31日まで	第13条 普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr><td>第1期</td><td>7月15日から7月31日まで</td></tr> <tr><td>第2期</td><td>8月15日から8月31日まで</td></tr> <tr><td>第3期</td><td>9月15日から9月30日まで</td></tr> <tr><td>第4期</td><td>10月15日から10月31日まで</td></tr> <tr><td>第5期</td><td>11月15日から11月30日まで</td></tr> <tr><td>第6期</td><td>12月10日から12月25日まで</td></tr> <tr><td>第7期</td><td>1月15日から1月31日まで</td></tr> <tr><td>第8期</td><td>2月15日から2月末日まで</td></tr> </table>	第1期	7月15日から7月31日まで	第2期	8月15日から8月31日まで	第3期	9月15日から9月30日まで	第4期	10月15日から10月31日まで	第5期	11月15日から11月30日まで	第6期	12月10日から12月25日まで	第7期	1月15日から1月31日まで	第8期	2月15日から2月末日まで
第1期	7月15日から7月31日まで																																		
第2期	8月15日から8月31日まで																																		
第3期	9月15日から9月30日まで																																		
第4期	10月15日から10月31日まで																																		
第5期	11月15日から11月30日まで																																		
第6期	12月10日から12月25日まで																																		
第7期	翌年1月15日から1月31日まで																																		
第8期	翌年2月15日から2月末日まで																																		
第9期	翌年3月15日から3月31日まで																																		
第1期	7月15日から7月31日まで																																		
第2期	8月15日から8月31日まで																																		
第3期	9月15日から9月30日まで																																		
第4期	10月15日から10月31日まで																																		
第5期	11月15日から11月30日まで																																		
第6期	12月10日から12月25日まで																																		
第7期	1月15日から1月31日まで																																		
第8期	2月15日から2月末日まで																																		
2 第14条の規定によって課する国民健康保険税の納期は、納税通知書に定めるところによる。 (税額の端数計算の特例) 第13条の2 法第20条の4の2第6項本文の規定にかかわらず、国民健康保険税の納期限ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を、全て最初の納期限に係る分割金額に合算するものとする。	2 次条の規定によって課する国民健康保険税の納期は、納税通知書に定めるところによる。																																		
(国民健康保険税の減額) 第24条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びビに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総	(国民健康保険税の減額) 第24条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びビに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総																																		

改正後	改正前
所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>16,100円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>25,200円</u> （イ） 特定世帯 <u>12,600円</u> （ウ） 特定継続世帯 <u>18,900円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>8,400円</u> エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>11,200円</u> （2） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>11,500円</u>	所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>12,950円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>21,000円</u> （イ） 特定世帯 <u>10,500円</u> （ウ） 特定継続世帯 <u>15,750円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,900円</u> エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>8,400円</u> （2） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>9,250円</u>

改正後	改正前
イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>18,000円</u> (イ) 特定世帯 <u>9,000円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>13,500円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,000円</u> ロ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>8,000円</u> (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円 (納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前2号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,600円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,200円</u> (イ) 特定世帯 <u>3,600円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>5,400円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,400円</u> ロ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>3,200円</u> 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者 (以下「未就学児」という。) がある場合における当該納	イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>15,000円</u> (イ) 特定世帯 <u>7,500円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>11,250円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>3,500円</u> ロ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,000円</u> (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円 (納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前2号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>3,700円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,000円</u> (イ) 特定世帯 <u>3,000円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>4,500円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,400円</u> ロ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,400円</u> 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者 (以下「未就学児」という。) がある場合における当該納

改正後	改正前
税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,450円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>5,750円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>9,200円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>11,500円</u> (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,800円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,000円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,800円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>6,000円</u> 3 (略) 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 (適用区分) 2 この条例による改正後の富里市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。	税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>2,775円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,625円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,400円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>9,250円</u> (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,050円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,750円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,800円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>3,500円</u> 3 (略)